

石巻市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年2月2日

石巻市監査委員 大塚 智也

石巻市監査委員 清水 俊雄

石巻市監査委員 奥山 浩幸

- 1 監査対象団体 株式会社 野村モータース
- 2 監査対象施設 石巻市南浜マリーナ
(所管課：石巻市建設部河川港湾高規格道路整備推進課)
- 3 監査期間 令和7年11月25日から令和8年1月29日まで
- 4 監査対象範囲 令和6年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。

指 摘 事 項

本市が公の施設（石巻市南浜マリーナ）の指定管理者として指定している株式会社 野村モータースの出納その他の事務の執行において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、同法人に対し適切な指導を行うよう求める。

対象部局 (対象団体)	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
建設部河川港湾高規格道路整備推進課 （株式会社野村モータース）	出納関係帳票等 （令和6年度）	<p>指定管理業務に係る関係書類を試査したところ、不適正な事務処理が見受けられたため、適正に処理すること。</p> <p>ア 支出証拠書類の未整理</p> <p>指定管理業務に係る領収証等の支出証拠書類について、明確に整理されていなかったため、適切に整理・保存するよう見直し・改善を図ること。</p> <p>イ 指定管理業務専用口座の未整理</p> <p>石巻市南浜マリーナの管理に関する基本協定書第48条に基づき開設された指定管理業務専用口座について、管理運営に関する収支決算書と比較・照合したところ、管理費に係る支出については、指定管理業務専用口座から支出されているものと見られるが、人件費、事務費、事業費に係る支出については不明瞭な状況であり、それらの経費については指定管理業務専用口座以外から支出されているものと考えられる。</p> <p>このことは、令和6年度末預金残高が前年度末預金残高と比較し、年度協定書に定める指定管理料の金額より顕著に増加していることから明らかである。</p> <p>指定管理業務専用口座の運用については、基本協定書第24条に基づき提出された、収支決算書の決算額と口座預金残高の計数が一致するよう適切な運用を図るとともに、出納関係帳票等の明確性及び適正性を確保するよう、見直し・改善を図ること。</p> <p>なお、前回監査（令和4年度）において、同旨の指導をしている。</p>